

現場改善・工期変更などに関する情報

組合では全建総連や全建総連関東地方協議会連絡会を通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大に関わる感染予防対策・就労環境改善と下請け契約及び下請代金支払の適正化、下請保護等を求める要望を国土交通省及び大手企業に対しておこなっております。

全建総連東京都連（関東地方協議連絡会）の要請内容は[こちら](#)へ（東京都連のHP）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う主な対応として、国土交通省より工事現場における感染予防対策や公共・民間工事における一時中止などの対応が掲載されています。（3月19日時点）

詳細は[こちら](#)へ（国土交通省HP）

国土交通省より緊急事態宣言を踏まえて工事及び業務の対応について
(4月8日付)

詳細は[こちら](#)へ（国土交通省HP）

工期の変更をする際には必ず「改正民法に対応した工事請負契約書式」とあわせて「合意文書」を書面で交わし、この合意書に「発注者と受注者は、今回の事態が不可抗力に該当することを相互に確認すると共に、引渡しまでの期間が、本契約締結時に想定されていた工期を超えたとしても、相互に一切の異議を申し立てず、遅延損害金は発生しないことを合意する」と書面で交わすことが重要です。

[民法改正に対応した工事請負契約書式](#)（全建総連HP）

[リフォーム用](#)（リ推協HP）

[合意書・引渡確認書のサンプル](#)（全建総連書式）